

2025年JAF九州ダートトライアル選手権 第7戦
2025年JMRC九州ダートトライアルチャンピオンシリーズ 第7戦
パワーダートトライアル 2025

特別規則書

開催日：2025年9月7日（日）
会 場：くすのきハイランドパーク
主 催：モータースポーツクラブ Desire

協賛各社

(株)ダンロップタイヤ 九州カンパニー



(株)ヨコハマタイヤジャパン



スピードマスター(株)



(株)和光ケミカル



(株)ラム・クラフト



中国興業(株)



昭和住宅(株)



ワンズターンモータースポーツ

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとF I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則ならびにJMRC九州ダートトライアル競技統一規則書、2025年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定ならびに本競技会特別規則書に従い準国内競技として開催される。

第1条 競技会名称

2025年 J A F九州ダートトライアル選手権 第7戦
2025年 J M R C九州ダートトライアルチャンピオンシリーズ 第7戦
パワーダートトライアル2025

第2条 競技種目

4輪自動車によるタイムトライアル(ダートトライアル)

第3条 格 式

J A F公認 準国内競技 公認番号 2025-5030

第4条 競技会開催場所

くすのきハイランドパーク ダートコース
〒757-0836 山口県宇部市西吉部字高丸 381-1 TEL : 0836-31-4741

第5条 オーガナイザー

名 称：モータースポーツクラブ ディザイア (Desire) 代表者：永田 誠
所在地：〒811-4304 福岡県遠賀郡遠賀町若松 192-3 ワンズ・ターン モータースポーツ内
TEL 093-293-6996 FAX 093-701-5193

第6条 大会役員及び大会競技役員

大会役員
組織委員長：秋枝 由実子 組織委員：入邊 和俊、藤野 靖志
審査委員会
審査委員長：長谷川 謙司 (MCCS) 審査委員：三好 瑛二 (MCCS)
競技役員
競 技 長：永田 誠 副競技長：入邊 和俊
コース委員長：戸田 元秀
計時委員長：藤野 靖志
技術委員長：水津 賢一
救急委員長：生田 利男
大会事務局長：立原 ひろみ

第7条 参加申込みおよび参加費用

1) 申込先

〒811-4304 福岡県遠賀郡遠賀町若松 192-3
ワンズターンモータースポーツ内 Desire 事務局：ちはら
TEL 093-293-6996 FAX 093-701-5193
Mail onesturn@ymail.ne.jp

振込口座：西日本シティ銀行 芦屋(アソ) 支店
普通 508907 口座名義 タチハラ ヒロミ

2) 参加受付期間

2025年8月20日(水)～8月27日(水曜日必着)

4) 参加費用

選手権クラス、レディースクラス ¥15,000 (1名)

オープン/クローズドクラス ¥8,000 (1名)

※満65歳以上の参加者は各クラス¥12,000とする(クローズド、オープンは除く)

所定の参加申込用紙(JMRC九州統一申込用紙)に必要な事項を記入し、受付期間内に参加料を添えて大会事務局まで、現金書留にて郵送または、Eメールにて送信、振込の証明となるものを添付すること。(振込に係る手数料は参加者負担)

2024年全九州学生チャンピオンシリーズ成績優秀者に対する特別割引有り。

※現金書留郵送の参加受理書は発行しない。

メール添付の場合、二日経過後、返信がない場合はお問い合わせください。

(件名に9/7選手権エントリーと明記お願いします)

第8条 競技会開催日及びタイムスケジュール

開催日	2025年9月7日(日)
ゲートオープン	AM 6:30
受付	AM 7:00～7:30
公式車検	AM 7:10～8:00
コースアップ(慣熟歩行)	AM 7:15～8:10
ドライバーズブリーフィング	AM 8:20～8:30
第1ヒート	中国地区第1ヒート終了、5分後～
慣熟歩行	第1ヒート終了後40分間
第2ヒート	中国地区第2ヒート終了、5分後
表彰式	第2ヒート終了30分後～

第9条 参加車両及びクラス区分

参加車両は2025年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両とする。

1) 選手権クラス

AT1	クラス	2ペダルオートマの2輪駆動車のAE・PN・N・SA・SAX・B車両
AT2	クラス	2ペダルオートマの4輪駆動車のAE・PN・N・SA・SAX・B車両
N2	クラス	1600ccを超える4輪駆動のN車両
PN1+	クラス	1586cc以下の2輪駆動のAE・PN・N・SA・SAX車両
RWD	クラス	後輪駆動のPN・N・SA・SAX・B・SC車両
S1	クラス	1586ccを超える2輪駆動のSA・SAX車両及び

排気量区分なしの2輪駆動のB・SC車両

S2 クラス 4輪駆動のSA・SAX車両

C クラス 排気量区分及び駆動方式区分なしのSAX・B・SC車両

D クラス 排気量区分及び駆動方式区分なしのD車両

2) レディースクラス(JMRC九州CHシリーズ) JAF選手権対象外
排気量区分及び駆動方式区分なし

3) クローズド(CL)クラス
排気量区分及び駆動方式区分なし

4) オープン

OP2クラス 排気量区分なしの2輪駆動及び1600cc以下の4輪駆動

OP4クラス 排気量区分なしの4輪駆動

第10条 参加者および競技運転者

- 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることが出来る。
- 競技運転者(ドライバー)は有効な自動車運転免許証とJAF競技運転者許可証国内B以上の所持者であること。クローズドクラス、オープンクラスはライセンスの有無は問わない。
- その他何らかの理由により警察等行政機関により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。
- 選手権クラスおよびレディースクラス参加ドライバーは、競技中に有効な1,000万以上の傷害保険又は、JMRC全国共同共済に加入している者。なお、当日受付時にその保険証書(コピーでも可)もしくはJMRC九州発行の当該年度有効のメンバーズカードを持参し確認できる事。
また他地区からの参加者の場合は、所属地区が発行したJMRC全国共同共済加入を証明するものを受付時に提示すること。
クローズドクラス、オープンクラス参加ドライバーは、競技中に有効な200万以上の傷害保険に加入している者(JMRC九州共済会に加入している者)。保険証書(コピーでも可)を持参または、当該競技会有効なJMRC九州の共済及びスポーツ保険に当日参加受付において¥3,000を支払い、加入することが出来る。

第11条 同一競技会の参加制限

- 同一運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。
- ダブルエントリー(重複参加)は1台の車両に2名までとする。
- クローズドクラス、オープンクラスについては、1台の車両で3名までの重複参加を認める。

第12条 参加申込み方法

- 参加車両名は15字以内とし、必ず車両名(型式ではなく通称名インプレッサ、ランサー等)を入れること。

- 2) 組織委員会は国内競技規則 4-19 に従い、参加を拒否することができる。この場合、参加料は返却手数料¥1,000 を差引返還する。なお参加申込み後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返還されない。
- 3) 参加者は、参加申込み後不可抗力により参加できない時は、受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第 13 条 車両検査

- 1) 競技会技術委員長は公式車検を実施する。また、車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものと見なされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で、特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で車両検査を受けなければならない。車両検査で不合格の場合、または技術委員の修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
- 3) すべての参加者は車両検査と同時にスピード競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
選手権クラスに参加する競技運転者は、JMRC九州ダートトライアルチャンピオンシリーズ規定付則により、レーシングスーツを着用すること。その他のクラスにおいてはレーシングスーツ着用が望ましい。
- 4) 競技番号（ゼッケン）は公式車両検査前までに、車両の左右のドアに四辺を完全にテープ等で貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不相当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会技術委員長は検査項目について、競技会審査委員会の承認のもと、競技終了後上位入賞者に対して最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されるものとし（コース走行中または走行のための移動を除く）、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下におかれる。

第 14 条 慣熟歩行

コースの慣熟はコースオープン時間内に歩行にて行う。

第 15 条 スタート

- 1) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するランニングスタート方法とする。
- 2) スタートは原則としてゼッケン順に行う。

第 16 条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す「スピード競技における旗信号に関する指導要項」および F I A 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項に定められた信号によって伝達される。

国旗またはクラブ旗	: スタート合図
黄旗	: パイロン接触、移動、転倒、脱輪
黒旗	: ミスコース
赤旗	: 危険有り直ちに停止せよ
緑旗	: コースクリア
チェッカー旗	: ゴール合図

第 17 条 計時

- 1) 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始し、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する。
- 2) 計測は自動計測器にて行い、バックアップは自動計測器及び 2 個以上のストップウォッチによる手動計測としストップウォッチを使用した場合はその平均値(1/100秒まで)を記録する。自動計測器は 1/100 秒までを記録する。

第 18 条 順位決定

競技は、2 ヒートで行う。2 ヒートの内良好なヒートのタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

1. セカンドタイムの良好な者。
2. 排気量の小さい順。
3. 競技会審査委員会の決定による。

第 19 条 罰則規定

- 1) 次の行為をした場合、参加者及び競技運転者は本競技会を失格とする。
 - 1-1 競技役員の指示に従わなかった場合。
 - 1-2 不正行為をした場合。
 - 1-3 コースアウト等で当人以外に損害を与えたとオーガナイザーが、認めた場合。
 - 1-4 車両検査を受けた後から車両保管が解除するまでの間に技術委員長の承認を得ずに競技車両の変更改造を行った場合。
 - 1-5 ドライバーズブリーフィングに参加しなかった参加者は、当競技会の競技参加資格を失効する場合もある。この場合、参加料は返却しない。

- 2) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 3) スタートの合図後10秒以内にスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒加算する。
- 4) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒加算する。
- 5) コース上のマーカー（パイロン）の接触、又は転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1回につき5秒を加算する。ペナルティの対象となるパイロンは、コース図にて発表する。
- 6) ミスコース、コースのショートカットと判断された場合は当該ヒートを無効とする。但し、ミスコース、コースのショートカット等に気づき直ちに車両を正しいコースに戻した場合はこの限りではない。
- 7) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 8) スタートして5分以内にゴールしなかった場合、当該ヒートを無効とする。

第20条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有す。

- 1) 抗議を行う時は、必ず書面により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料（¥21,200）を添えて競技長または競技会事務局長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査等に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。この車両分解に要した費用は技術委員長が算定するものとする。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第21条 競技会延期、中止又は短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定によって競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技の成立は第1ヒートが終了した時点で成立する。
- 3) 競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし天災地変の場合はこの限りではない。

第22条 賞典

選手権クラス1位～3位 JAFメダル・副賞

*参加台数により、各クラスの賞典の増減を行う。

第23条 損害の補償

- 1) 参加者および競技運転者は参加車両およびその付属品等の損傷、盗難、紛失などの損害又は、会場の設備、器物を破損した場合、理由の如何に関わらず責任は各自が負わなければならない。

- 2) 参加者、競技運転者、メカニック、ゲストはJAFおよびオーガナイザー、競技役員、係員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承していなければならない。
即ち、競技役員はその役務に最善を尽くすのは勿論であるが、もしその役務遂行によって生じたものでも参加者、競技運転者、メカニック、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両の損害に対しては一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第24条 規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本規則は本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本規則に記載されていない事項については、FIA国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその細則、2025年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、ならびにJMRC九州ダートトライアル競技統一規則に準拠する。
- 3) 本規則書発行後、JAFにより決定され公示された事項は、すべて本規則に優先する。

以上

大会組織委員長